

黒石市新型コロナウイルス感染症総合対策本部設置要綱

第1条 設置

新型コロナウイルス感染症について、住民や関係団体への啓発等により、その感染者及び患者の発生又は感染拡大を防止するとともに、医療体制の確保等を促進するため、庁内及び関係機関が連携を図り、総合的及び横断的にこれを推進するため、黒石市新型コロナウイルス感染症総合対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

第2条 所掌事務

- (1) 住民に対する感染予防及びまん延防止に関すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の情報収集及び伝達に関すること。
- (3) 庁内及び関係機関との連携体制に関すること。
- (4) 生活環境の保全その他市民生活及び地域経済の安定のための措置に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

第3条 組織

対策本部の組織は次のとおりとする。

- (1) 本部長は市長、副本部長は副市長とする。
- (2) 本部の構成員は、別表に掲げる者とする。

第4条 運営

本部長は、対策本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 対策本部には、本部長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

第5条 事務局

対策本部の事務局は、健康福祉部健康推進課に置くこととし、その庶務は事務局において処理する。

第6条 補足

- (1) 対策本部は、令和2年3月13日から設置する。
- (2) 対策本部は、本部長が必要がなくなると認めたときは、廃止するものとする。
- (3) この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、本部長が別途定めるものとする。

別表（第3条関係）

教育長
総務部長
企画財政部長
健康福祉部長
農林部長
商工観光部長
建設部長
教育部長
黒石病院事務局長
議会事務局長
農業委員会事務局長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長